

◎長期優良住宅建築等計画の認定審査手数料(令和7年4月1日以降)

①計画認定申請(法5条1項～5項)

(単位:円)

	新築		増改築、建築行為を伴わない既存住宅の維持保全計画		備 考
	申請に係る1棟の審査手数料		申請に係る1棟の審査手数料		
	総戸数	手数料	総戸数	手数料	
評価機関による 確認書が 有る場合	1戸	13,000	1戸	19,000	同時に建築確認を申し出る 場合は、棟全体の床面積 に対応する建築確認申請 手数料を加算する。
	2～5	23,000	2～5	33,000	
	6～10	37,000	6～10	54,000	
	11～25	61,000	11～25	89,000	
	26～50	96,000	26～50	142,000	
	51～100	146,000	51～100	217,000	
	101～200	248,000	101～200	367,000	
	201～300	314,000	201～300	465,000	
	301～	356,000	301～	528,000	
設計住宅性能 評価書が 有る場合	1戸	13,000			同時に建築確認を申し出る 場合は、棟全体の床面積 に対応する建築確認申請 手数料を加算する。
	2～5	23,000			
	6～10	37,000			
	11～25	61,000			
	26～50	96,000			
	51～100	146,000			
	101～200	248,000			
	201～300	314,000			
	301～	356,000			
評価機関による 確認書及び 設計住宅性能 評価書が 無い場合	1戸	48,000	1戸	71,000	同時に建築確認を申し出る 場合は、棟全体の床面積 に対応する建築確認申請 手数料を加算する。
	2～5	113,000	2～5	167,000	
	6～10	180,000	6～10	267,000	
	11～25	355,000	11～25	527,000	
	26～50	637,000	26～50	945,000	
	51～100	1,096,000	51～100	1,625,000	
	101～200	2,028,000	101～200	3,010,000	
	201～300	2,901,000	201～300	4,305,000	
	301～	3,557,000	301～	5,278,000	

②計画変更認定申請(法8条)

(単位:円)

	新築		増改築、建築行為を伴わない既存住宅の維持保全計画		備 考
	申請に係る1棟の審査手数料		申請に係る1棟の審査手数料		
	総戸数	改正手数料	総戸数	改正手数料	
〔基本額〕 変更設計住宅 性能評価書が 有る場合を除く	1戸	6,000	1戸	9,000	同時に建築確認を申し出る 場合は、棟全体の床面積 に対応する建築確認申請 手数料を加算する。
	2～5	12,000	2～5	17,000	
	6～10	21,000	6～10	31,000	
	11～25	30,000	11～25	44,000	
	26～50	56,000	26～50	83,000	
	51～100	96,000	51～100	143,000	
	101～200	159,000	101～200	236,000	
	201～300	195,000	201～300	290,000	
	301～	208,000	301～	309,000	
〔基本額〕 変更設計住宅 性能評価書が 有る場合	1戸	6,000			同時に建築確認を申し出る 場合は、棟全体の床面積 に対応する建築確認申請 手数料を加算する。
	2～5	12,000			
	6～10	21,000			
	11～25	30,000			
	26～50	56,000			
	51～100	96,000			
	101～200	159,000			
	201～300	195,000			
	301～	208,000			
〔加算額〕 評価機関による 変更確認書及び 変更設計住宅 性能評価書が 無い場合 法6条第1項1号に 係る変更	1戸	35,000	1戸	53,000	同時に建築確認を申し出る 場合は、棟全体の床面積 に対応する建築確認申請 手数料を加算する。
	2～5	90,000	2～5	134,000	
	6～10	143,000	6～10	213,000	
	11～25	295,000	11～25	438,000	
	26～50	540,000	26～50	802,000	
	51～100	949,000	51～100	1,409,000	
	101～200	1,780,000	101～200	2,642,000	
	201～300	2,588,000	201～300	3,841,000	
	301～	3,201,000	301～	4,750,000	
〔加算額〕 法6条第1項2号、 5号、6号に 係る変更	1戸	6,000	1戸	9,000	同時に建築確認を申し出る 場合は、棟全体の床面積 に対応する建築確認申請 手数料を加算する。
	2～5	10,000	2～5	14,000	
	6～10	15,000	6～10	22,000	
	11～25	29,000	11～25	43,000	
	26～50	39,000	26～50	58,000	
	51～100	49,000	51～100	72,000	
	101～200	88,000	101～200	130,000	
	201～300	117,000	201～300	174,000	
	301～	146,000	301～	217,000	

※法6条1項1号:長期使用構造等、法6条1項2号:住宅の規模、法6条1項5、6号:維持保全の方法

③ 譲受人決定による変更(法9条1項、3項)

一律:6,000円

④ 地位の承継(法10条)

一律:6,000円